

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年6月25日 (3回目)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	菊池市 (43210)
地域名 (地域内農業集落名)	泗水西地区 (田島一、田島二、猪の目、岡、平野、糠泉、井戸方、佐野)

注：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	279.4 h a
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	278.6 h a
② 田の面積	108.2 h a
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	158.4 h a
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	6.0 h a
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	52.0 h a
(参考) 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	0.0 h a
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	0.0 h a
(備考)	

注1：①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2：②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。

3：④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4：⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、

備考欄にその旨記載してください。

5：(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6：「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区は酪農業が盛んであり、合志川沿いの水田では水稻の栽培が、畑地では野菜類や飼料作物の栽培がそれぞれ盛んである。基盤整備が行われた条件の良い農地が広がっているため、地域営農法人や認定農業者といった中心経営体によって農地の集積・集約化がなされており、現在のところ遊休農地はほとんど見られない。しかしながら、農業従事者の高齢化や後継者不足により、長期的には離農が進行する恐れがあるため、新規就農者や農業後継者などの担い手を確保、育成する必要がある。

また、基盤整備から長期間が経過している農地では、主に水路等、農業用施設の老朽化が進んでいる箇所があり、再整備が必要となっている。

地区内の土地開発の動きに合わせ、一部土地で地域計画からの除外を進めていく必要が生じている。

(3) 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

今後も引き続き、地域内の農地を効率的に活用していくため、地域営農法人や認定農業者といった中心経営体への農地を集積・集約化を進めていく。

また、主要な営農形態である水稻栽培や畜産などを今後も継続していくため、営農法人や営農組合、大規模農家がお互いに連携しながら農地の集積・集約化を引き続き進め、営農を行っていく。

畜産たい肥の地域内・外への流通による有機性資源の活用を行うとともに、スマート農業技術の導入及び機械の共同利用により、農作業の生産性や効率性を向上させる。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手への農地の集積・集約化を基本とし、担い手による農地利用を進める。

(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	36.3	%	将来の目標とする集積率	80	%
--------	------	---	-------------	----	---

(3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標

農業委員・農地最適化推進委員の協力の元、担い手の意向を確認しながら集約化を進める。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理機構を活用しつつ、経営規模の拡大を希望する地域の認定農業者や新規就農者等の担い手を中心にして農地の集積・集約化を進めていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して農地利用の最適化を検討し、農地の出し手と受け手のマッチングを進めていく。 中心経営体となる担い手が何らかの事情で営農継続困難になった場合、一時保全や新たな受け手への付け替えをスムーズに行えるようにするため、農地中間管理機構経由で中心経営体への貸付けを推進していく。
(3) 基盤整備事業への取組
農業の生産効率の向上や農地の集積・集約化を図るため、地域の担い手のニーズに応じて農地の基盤整備や農道の整備の実施を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
熊本県やJA、農業委員会等と連携しながら、新規就農者や後継者（親元就農者）に対し、農地のあっせんや、栽培など営農技術指導の支援等を行い、新たな担い手が地域に定着できるような取り組みを行っていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
地域で中心となっている法人や、機械利用組合等による農作業受託を必要に応じて進めていき、農作業の合理化・効率化を図ることで遊休農地が発生しないよう努めていく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

<p>【選択した上記の取組内容】</p> <p>③地区の課題解決に合致したスマート農業技術の情報収集へ取り組み、農業者の減少等に対応した農作業の省人・省力化や農作業受託等の検討を進める。</p> <p>⑦多面的機能支払制度により、地域ぐるみでの農道の草刈りや水路の整備といった営農に関する維持管理活動を支援する。</p> <p>⑧水路等、老朽化した農業用施設の再整備について、関係機関との協議を進めていく。</p> <p>⑨畜産業で発生した堆肥を耕種農家が広域的に活用できるような耕畜連携の仕組みを構築していく。</p> <p>⑩農地の担い手等に変更があった際は、地域の代表者へ確認するなど、簡易な方法により協議を行い、計画の変更を行う。</p>

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度：令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
		※別紙参照				ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	221経営体	別紙参照	240.6 ha	0 ha	別紙参照	240.6 ha	0 ha		

注1：「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2：「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3：農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4：作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5：備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図（別添のとおり）

7 基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数（人）		うち計画同意者数（人・％）	
-------------	--	---------------	--

注1：「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2：「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3：提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

（留意事項）

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。